13 運輸関係

ア 自動車交通等

東西名	##累古家	能慢等との	美	 E施予定時期	朝
事項名	措置内容	関係	平成16年度	平成17年度	平成18年度
自動車保有	自動車保有に関する手続(検査・登録、保管場	重点・別	試験運	システ	
関係手続	所証明、自動車関係諸税等の納付等)のワンスト	表 3 -48	用	ム稼動	
(警察庁、総務	ップサービス化について、平成17年稼動開始に向	〔計画・		(17年	
省、財務省、経	けて、関係法令の着実な整備を図るとともに、シ	運 輸 オ		中)	
済産業省、国土	ステムの実用化に係る試験運用を行う。	21)			
交通省、環境	なお、軽自動車についてワンストップサービス				
省)	化する際には、現在は軽自動車検査協会が独自に				
	行っている軽自動車の登録管理についても接続				
	のインターフェイスを統一化すること等により、				
	申請者負担の軽減が図られるようにする。				
オートマチ	オートマチック二輪車に限定した運転免許を	重点・運	措置		
ック二輪車	導入することについて、当該免許の導入が道路交	輸8、別			
限定免許の	通の安全に与える影響等について全国的見地か	表3-1			
導入	ら検討を行い、早期に結論を得て、交通安全上必				
(警察庁)	要な府令の改正を実施する。				
タクシー事	緊急調整措置の発動を厳に必要性があるケー	重点・運	措置		
業の緊急調	スに限定するのはもとよりであるが、特別監視地	輸 5 (1)			
整措置	域についてはその解除要件を見直し、毎年度新規	〔計画・			
(国土交通省)	に指定する方式に改めること、指定要件における	運輸イ			
	「非流し地域」の特例的な取扱いを見直し、実車)			
	率要件を「流し地域」と同一とすること又は大幅				
	に引き上げること等の措置を講ずることにより、				
	真に重点監視が必要とされる地域に限り特別監				
	視地域として指定することが可能になるよう、要				
	件の見直しに早期に着手し、措置する。				
タクシー事	a 遠距離運賃の大幅弾力化や特定ゾーンでの	計画・運	適宜実施		
業の運賃・料	定額運賃化が真に機能するよう運用する。ま	輸イ			
金規制	た、自動認可運賃(速やかに認可するものとし				
(国土交通省)	て公示した運賃)の下限を下回る運賃設定に係				
	る認可の際の個別審査に当たっては、いわゆる				
	「追い越し」の禁止と「不当な競争」や「差別				
	的取扱い」のみを審査することとし、認可制の				
	下にあっても規制は上限規制に限られるとい				
	う点を厳守する。				

审话夕	世军山京	前舗等との	実	施予定時	———— 期
事項名	措置内容	関係	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	b 運賃・料金の設定は、経営判断の根幹をなす	重点・運	早期実		
	事項であり、意欲のある事業者の創意工夫によ	輸5(2)、	施		
	り更に多彩な運賃・料金の設定がなされること	別表 8			
	がタクシー事業の活性化、ひいては利用者利便	-212019			
	の向上につながるという基本的認識の下、タク				
	シー事業者と利用者との間において機動的か				
	つ柔軟な運賃・料金の設定が可能となるように				
	すること等を含め、運賃・料金の更なる多様化				
	を実現するよう、現行の運賃制度を見直す。				
タクシー事	タクシー事業の機動的な事業運営を実施して	重点・運	早期実		
業の許認可	いく上で、運賃を始めとする許認可手続を迅速に	輸5(2)	施		
手続に係る	行う必要があり、標準処理期間を現行の2分の1				
標準処理期	を目途として、大幅な短縮を行う。				
間の短縮					
(国土交通省)					
タクシーの	いわゆる駅構内については、その管理形態や利	重点・運	結論		
駅構内への	用形態も様々であり、その運用次第では利用者の	輸5(3)			
入構	円滑な乗り継ぎに支障を与えるおそれがあるほ				
(国土交通省)	か、交通事業の新規参入に際しての実質的な障壁				
	ともなるおそれがある。また、一方で、近年では、				
	特に大都市圏の駅において客待ちタクシーの列				
	が渋滞等を引き起こす例も生じている。このた				
	め、公共交通機関相互の乗り継ぎの円滑化という				
	観点や交通事業における新規参入に当たっての				
	実質的な障壁の解消という観点から、駅構内の管				
	理・利用形態について実態調査を行い、上述した				
	諸点を解消するための具体的措置について結論				
	を得る。				
訪問介護事	訪問介護事業者が行う移送サービスの法的取	重点・別	措置		
業所が行う	扱い等について、事業の実態も十分勘案した上	表3-50			
通院等乗降	で、できるだけ早く結論を得るべく、平成15年度				
介助に付随	中を目途に一定の方向性を見出し、その後速やか				
する移送サ	に明確化する。				
ービスの取					
扱いの明確					
化					

市话勺	世军力灾	前一等との	j	 『施予定時』	————— 朝
事項名	措置内容 	関係	平成16年度	平成17年度	平成18年度
(国土交通省)					
コミュニテ	いわゆるコミュニティバスについては、利用者	重点・別	措置		
ィバスの許	利便の向上、手続負担の軽減等を図る観点から、	表 2			
可等の基準	具体的事例を踏まえて検討した上で、許可等の基	-1231、別			
の運用の見	準の運用を見直す。	表 8			
直し		-212018			
(国土交通省)					
自動車の回	6月を超えてはならないとされている回送運	重点・別	措置		
送運行許可	行許可証の有効期間を1年まで延長できるよう	表 1			
期間の延長	道路運送車両法を改正するとともに、道路運送車	-1219			
(国土交通省)	両法関係手数料令を改正し許可期間1年の場合				
	の手数料を設定する。				
自動車検査	車検・点検整備制度については、従来から車検	重点・A	16年度中	取りまと	
制度の見直	有効期間の延長等により、相応の規制緩和が進め	P16〔計	め、以後	速やかに	
l l	られてきているところであるが、特に車検有効期	画・運輸	措置		
(国土交通省)	間については、技術の進歩等を踏まえ、国民負担	ウ〕			
	の一層の軽減等の観点から常に見直しを図って				
	いく必要がある安全で環境との調和のとれた車				
	社会の実現を目指すという車検・点検整備制度本				
	来の目的を念頭に置き、必要なデータ等を収集の				
	上、安全確保、環境保全、技術進歩の面から有効				
	期間の延長を判断するための調査を取りまとめ、				
	その結果に基づき速やかに所要の措置を講ずる。				
フォークリ			検討 (16:	年度以降)	
フトの速度	制限について、今後、国際整合性及び安全確保の	輸才 			
制限の緩和	観点から、国際的に車種区分が統一されるよう、				
(国土交通省)	関係者間で議論を進めた上で、その妥当性につい				
	て検討を行う。				
燃料電池自	道路法(昭和27年法律第180号)上、一定量を		検討・措		
動車完成車	超える水素を搭載する完成車両輸送(トレーラ	輸才26 	置		
輸送車両の	一)については、水底トンネルの通行を禁止・制				
トンネル通	限できるとしているが、車両輸送を円滑に実施す				
行の制限の	る観点から、必要な実験の実施及びその検証・評				
見直し	価を行った上で、安全性の確保を前提として、搭				
(国土交通省)	載水素の制限数量を再点検し、必要な見直しを行 -				
	う。				

事 语夕	世军山灾	前舗等との	身		 期
事項名	措置内容	関係	平成16年度	平成17年度	平成18年度
軌道上の特	軌道上を交差する特別高圧送電線について、軌	計画・運	検討		
別高圧送電	道の外側から3メートルの範囲内にある部分の	輸才			
線の施設規	長さが100メートル以下となるよう施設しなけれ				
制の緩和	ばならないとされている規定について、性能規定				
(国土交通省)	化の検討を早急に進める。				
運転免許制	車両総重量11トン以上を「大型」とし、新たに	重点・別	公布後3	年以内に措	置
度における	5 トンから11トンを対象とする「中間的運転免	表6-1			
貨物自動車	許」を創設するための法案を今国会に提出し、公				
の「大型」と	布後3年以内に措置する。本規制の見直しに当た				
「普通」の区	っては、交通の安全の確保と併せ、利用者の利便				
分の見直し	について十分に配慮する。				
(警察庁)					
自動車型式	自動車型式指定申請に先駆け、制動装置等のシ	重点・別	措置		
指定申請に	ステム装置に係る装置型式指定申請の単独申請	表6-79			
先駆けた装	に対応することとする。				
置型式指定					
申請(制動装					
置等)のみの					
申請の容認					
(国土交通省)					
構造装置・機	構造装置・機能確認試験の提示車両選定基準	重点・別	措置		
能確認試験	(構造装置・機能確認の試験自動車選定ガイドラ	表6-80			
の提示車両	イン)について、さらに明確化を図り、関係者に				
選定基準の	周知する。				
明確化及び					
提示車両の					
削減					
(国土交通省)					
被牽引車の	牽引車の自動車検査証について、トレーラー等	重点・別	措置		
牽引自動車	の車名及び型式(キャンピングトレーラー等の場	表6-81			
制限におけ	合、牽引可能な重量)の記載を可能とし、当該ト				
る連結検討	レーラー等については、自動車検査証への車名及				
の簡素化(自	び型式の記載を省略できるようにする。				
動化)					
(国土交通省)					

市话夕		前価等との	身	 E施予定時	 期
事項名	有 直內谷	関係	平成16年度	平成17年度	平成18年度
レンタカー に係る有償 貸渡許可申	提出先を本社所在地管轄運輸支局の1箇所で足	重点・別 表 6 -77	措置		
請の手続負担の軽減 (国土交通省)	いて検討し、措置する。				
相互使用す るトレーラ ーに係る車 庫規制の緩 和 (国土交通省)			措置		
自動車登録 事項等の請 求・交付の電 子化等 (国土交通省)	登録事項等証明書に関する手続きの電子化に ついて、利便性の向上や個人情報の保護の観点から、その方法、範囲について検討し、結論を得る。		検討・結	論	
21高速道路料 金の軽減化 (国土交通省)	高速道路において、大口・多頻度利用者の利便 を図るサービスとして、別納割引制度を廃止し、 ETC利用を前提とした新しい割引制度を創設 する。	重点・別 表7-49	16 年度 を目途 に措置		
22都道府県が 所有する自 動車の登録 名義人表示 の弾力化等 (国土交通省)	都道府県が所有する自動車の登録等の手続の際に必要な委任状(所有者)の発行を知事から権限の委任を受けた機関の長とする、及び、登録名義人を地方公共団体の機関名とする等、手続弾力化の可否について検討し、結論を得る。	重点・別 表 7 -50	検討·結 論		
23乗合タクシ ーの許可等 の基準の運 用の見直し (国土交通省)	いわゆる乗合タクシーについては、利用者利便 の向上、手続負担の軽減等を図る観点から、具体 的事例を踏まえて検討した上で、許可等の基準の 運用を見直す。		措置		
24 レンタカーに係る有償貸渡許可の	レンタカー事業者が行う有償貸渡許可申請に ついては、手続負担の軽減を図るため、車両ごと の審査を見直し、いわゆる白バス・白タク行為を		措置		

事項名 措置内容	前一等との	身	[施予定時]	朝	
争以石	1月巨八分	関係	平成16年度	平成17年度	平成18年度
事業者ごと	防止するために必要な措置を講じた上で、事業者				
の申請の容	ごとの審査に改めることとする。				
認					
(国土交通省)					

イ 海運・港湾

	16/5	前恒等との			 期
事項名	措置内容	関係	平成16年度	平成17年度	平成18年度
内航海運業	内航海運業については、その活性化を図るた	重点・運	速やかに	措置	
に係る参入	め、事業全般にわたる民間活力の一層の発揮が可	輸 2			
規制	能となるよう、競争的な市場環境の整備を図るこ				
(国土交通省)	とが必要である。このため、参入規制を許可制か				
	ら登録制とし、事業区分を廃止する。				
船員職業紹	現在、船員に関する労務供給事業を行うこと	重点・運	速やかに	措置	
介事業等の	は、労働組合を除き禁止されているが、一定の要	輸3、別			
規制緩和	件を満たす者が許可を受けて有料で船員派遣事	表 4 -22			
(国土交通省)	業を行うことを認める。	〔計画・			
		運 輸 オ			
)			
船員保険の	船舶管理契約による管理船舶に配乗する船員	重点・別	速やかに	措置	
被保険者資	等について、外国籍船に雇い入れされる場合も含	表4-21			
格の見直し	め船員保険の被保険者資格を付与する。				
(国土交通省)					
強制水先の	現在、船長の航海実歴による強制水先の免除の	重点・運	結論・実		
必要な船舶	対象となる船舶については、日本船籍に限られて	輸4、	施		
の範囲の見	いるが、ヨーロッパにおける制度も十分参考にし	別表			
直し	て、外国籍船に対しても船長が同等の知識・能力	5 -1240、			
(国土交通省)	を有する場合には強制水先の免除を認める。	6 -83			
港湾運送事	規制緩和を先行して実施した主要9港以外の	重点・運	法案提		
業に係る規	港についても、需給規制を廃止し免許制を許可制	輸1、別	出		
制	にするとともに、運賃・料金の認可制を事前届出	表 3 -53			
(国土交通省)	制とする規制緩和について、所定の結論を得て、	〔計画・			
	所要の法案を国会に提出する。	運 輸 オ			
)			
輸出入・港湾	国際競争力のある港湾を創出していくため、国	重点・国	措置		
関連手続の	際標準への準拠、手続の簡素化の一環として、早	際 2 (1)			

事话存	世界山京	能慢等との	ᢖ	 『施予定時	 期
事項名	措置内容	関係	平成16年度	平成17年度	平成18年度
簡素化に資	急にFAL条約の締結を行う。				
する国際海	その際、FAL条約で求められる締約国の順守				
運の簡易化	すべき基準については、現在我が国が採用できな				
に関する条	いとされる標準規定の項目が諸外国と比較し多				
約(仮称) F	数存在するが、これらの項目数を先進国並みにま				
A L条約)の	で引き下げるよう、関係省庁は連携して、着実な				
早期批准	対応を図る。				
(財務省、厚生					
労働省、農林水					
産省、法務省、					
国土交通省、経					
済産業省、外務					
省)					
輸出入・港湾	a 輸出入・港湾関連手続に係る各種申請手続に	重点・国	16年度以	降できるた	け早期に
関連手続の	ついて、関係省庁は改めて、各種申請書類の削	際 2 (2)	実施		
ワンストッ	減、申請事項の削減、申請手数料の見直し等、	〔計画・			
プサービス	申請手続や申請書類の徹底した省略、簡素化を	運輸才			
の一層の推	図り、速やかにワンストップサービスの一層の	b)			
進	推進を図る。				
(財務省、厚生	b 民間システムとの連携等を推進し、国際標準		17年度末	までので	
労働省、農林水	等への適合も視野に入れつつ、より信頼度が高		きるだけ	早期に措	
産省、法務省、	くかつ運用コストの低廉な新しいシステムの		置		
国土交通省、経	構築について検討し、既存業務・システムに係				
済産業省)	る最適化計画を策定する。			·	
主要港湾の	a 国際コンテナターミナルとして期待される	重点・国	措置		
24時間フル	主要港については、税関に限らず、動植物検疫	際 2 (3)			
オープン化	などCIQ(税関、入国管理、検疫)業務を始				
の推進	めとする行政官署を港湾利用者の要請によら				
(財務省、厚生	ず、自ら行政需要に応じて、24時間365日に向				
労働省、農林水	けた対応を実現する。				
産省、法務省、	b フルオープン化に向けた人員増、体制整備を		逐次実施		
国土交通省、経	図るとともに、業務全般の効率的執行を図るた				
済産業省)	め、現在は行政官署の行っている業務のうち可				
	能なものについては順次民間委託を推進する。				
国際競争力	a 国際競争力のある港湾を創出していくため	重点・国	逐次実施		
のある港湾	には、輸出入・港湾手続の簡素合理化や港湾の	際 2 (4)			

事項名	世军山灾	前舗等との	j	E施予定時	 期
争以石	措置内容	関係	平成16年度	平成17年度	平成18年度
(外貿コンテ	フルオープン化により一層合理的かつ効率的				
ナ埠頭)の創	に対応していくことができるよう、輸出入・港				
出	湾手続を所管する府省間の連携を更に強化し				
(財務省、厚生	ていく。				
労働省、農林水	b 民間事業の創意工夫がより一層発揮できる		16年度以	降検討、結	論
産省、法務省、	よう、港湾管理者及び港湾利用者の要請を踏				
国土交通省、経	まえ、特定の港湾において、民間事業者の活				
済産業省)	用方策について関係省庁は連携して検討し、				
	結論を得る。				
通い容器の	通い容器の再輸入手続の簡素化に関する具体	重点・別	検討・結		
再輸入手続	的な改善要望内容を精査し、リードタイムの短縮	表4-16	論		
の簡素化	の観点も踏まえつつ、具体的な対応策を検討し、				
(財務省)	結論を得る。				
沿海区域を	内航船乗組み制度の見直しの一環として、船舶	重点・別	速やかに	措置	
超えて航行	安全法上の限定近海に相当する区域を航行する	表7-51			
する内航船	内航船の配乗要件を新設し資格要件を緩和する。				
の配乗要件					
の緩和					
(国土交通省)					
危険物積載	港則法の危険物荷役許可に際し、GRT(総ト	重点・別	検討・結		
船舶(外航夕	ン数)による制限を撤廃することの可否について	表7-53	論		
ンカー)の特	検討する。				
定港入港に					
おけるGRT					
(総トン数)					
制限の撤廃					
(国土交通省)					
保税舶用重	包括申請に係る運用面の見直しのための実態	重点・別	措置		
油の積込承	調査及び検討について、平成16年度の早い時期に	表6-32			
認申請に関	結論を得て、措置する。				
する運用の					
緩和					
(財務省)					
Sea-NACCS と	Sea-NACCSとAir-NACCSの統合については、平成	重点・別	検討	検討・結	
Air-NACCSの	16年度に行う税関システムの刷新可能性調査の	表7-23		論	
統合	一環として検討を行う。その後、民間利用者等と				

事項名	措置内容	前一等との	ᢖ	期	
		関係	平成16年度	平成17年度	平成18年度
(財務省)	の意見調整を行った上で、当該統合を実施するか				
	否かについての結論を出し、これを平成17年度末				
	までのできる限り早期に策定する最適化計画に				
	反映させる。				

ウ その他

7 CONE	1## m _ L ->-	能恒等との)		钥
事項名	措置内容	関係	平成16年度	平成17年度	平成18年度
混雑空港発	国内航空事業では、平成17年に混雑空港発着枠	計画・運	検討·結		
着枠の再配	の再配分が行われるが、その際には、客観性及び	輸才27	論		
分	透明性の確保や支配的事業者とその他の事業者				
(国土交通省)	との競争条件に十分配慮した上で、基準を明確か				
	つ具体的に設定する。				
国内航空事	a 国内航空事業分野では、新規参入者の開設し	計画・運	逐次実施		
業における	た路線に係るその割安な料金を標的にして、競	輸才28 a			
新規参入に	合する路線・時間帯の特定便に係る料金値下げ				
係る対応	が既存航空事業者によって行われ、公正な競争				
(公正取引委	が阻害されているのではないかとの指摘があ				
員会)	るが、独占禁止法(昭和22年法律第54号)違反				
	行為への厳正な対応等、適切な対応を図る。				
(国土交通省)	b また、事業運営上不可欠な搭乗受付カウンタ	計画・運	逐次実施		
	ー、旅客搭乗橋等の空港施設についても、既存	輸才28 b			
	事業者が使用しているスペースを新規参入者				
	が公平に使用できるよう、新規参入者の要望を				
	踏まえ、既存事業者に協力を要請する。				
国際航空貨	定期便等で対応できない大規模な緊急事態や	重点・別	検討·結		
物輸送に係	荷主の突発的な輸送需要に対応するため、利用航	表7-52	論 (16		
わるチャー	空運送事業者(フォワーダー)によるチャーター		年中)		
ター規制の	に係る規制緩和の具体化のための検討を行い、結				
緩和	論を得る。				
(国土交通省)					
外国籍ビジ	外国籍ビジネス航空機の指定飛行場以外の離	重点・別	措置		
ネス航空機	着陸許可に係る申請書提出期限について、現行	表 5			
の指定飛行	「10日前まで」であるものを「3日前まで」とす	-1241			
場以外の離	る省令改正を実施する。				
着陸許可申					

事項名	措置内容	前価等との	爭	[施予定時]	胡
尹以口		関係	平成16年度	平成17年度	平成18年度
請期間の短					
縮					
(国土交通省)					
外国籍ビジ	外国籍ビジネス航空機の有償運送許可に係る	重点・別	措置		
ネス航空機	申請書提出期限について、現行「10日前まで」で	表 5			
の有償運送	あるものを「3日前まで」とする省令改正を実施	-1242			
許可に係る	する。				
許可申請期					
間の短縮					
(国土交通省)					